

平成25年西尾市監査委員公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく西尾市職員措置請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成25年9月17日

西尾市監査委員 手 嶋 英 夫
西尾市監査委員 田 中 弘

第1 請求文

1 措置請求書

西尾市職員措置請求書

平成25年7月17日

西尾市監査委員 手 嶋 英 夫 殿
同 田 中 弘 殿

請求の要旨

平成24年度消防団職務報酬は、総額15,730,391円を第1四半期から第4四半期までの4回に分けて支払われた。

その報酬に対応する「平成24年度消防団員実績報告集計表」と「平成24年度消防団職務報酬支払調書」を突き合わせると、各四半期毎の活動実績がゼロの者、更には年間を通して活動実績がゼロの者が多数存在する。

その内訳は、下記の通りである。

- (1) 活動実績がなくて報酬の支払いを受けた者（20名、697,775円）
1年間全く活動実績のない者（5名）に対して計275,400円の報酬が支払われ、また、各四半期毎に活動実績のない者（15名）に対して計422,375円の報酬が支払われた。
- (2) 活動実績がなく、口座未登録により報酬支払が保留されている者（18名、912,875円）
1年間全く活動実績のない者（13名）に対して、708,500円の報酬支払と、三四半期に活動実績のない者（5名）に対して、204,375円の報酬支払が保留

されている。

西尾市長に対して、活動実績がなく報酬の支払いを受けた20名または各消防団に対して、697,775円を返還させるよう措置することを請求する。さらに、活動実績がなく、口座未登録により報酬の支払いを保留している18名の支払い保留額912,875円の支払い停止を行うよう市に対して措置することを請求する。

請求の理由

市長は、一色・吉良・幡豆の3消防団に対して、平成24年度消防団職務報酬を、平成24年7月30日、11月15日、平成25年2月8日、3月15日の4回に分けて、総額15,730,391円を支払った。(別紙. 1)

ところが、その支払方法は、各団員の勤務実績を把握することなく、団員で、口座登録していれば支払うという実に杜撰なものであった。

その結果、各四半期に活動実績がなくとも、さらには、1年間も活動実績がなくとも報酬の支払いを受け、また口座未登録により支払保留になった者が多数存在するという、一般企業・一般市民にとって、全く信じられない事態を招いた。

その実態は、別紙. 2「平成24年度各四半期毎の活動実績ゼロの団員と報酬支払の実態」に見る通りであり、そこから、以下の事実が判明した。

1. 活動実績がゼロでありながら報酬が支払われた団員 (20名、697,775円)

① 1年間で活動実績ゼロの団員 (5名、275,400円)

消防団	分団	団員名	支払報酬額
幡豆	第1	●●●●	54,500円
同	第2	●●●●	57,400円
同	同	●●●●	54,500円
同	同	●●●●	54,500円
同	同	●●●●	54,500円
計		5名	275,400円

* 1年間も活動していない団員への報酬支払は、全く認めることは出来ない。返還措置を請求する。

② 3四半期で活動実績ゼロの団員 (8名、327,000円)

消防団	分団	団員名	支払報酬額	対象四半期
一色	西部	●●●●	40,875円	第2, 3, 4
吉良	第1	●●●●	40,875円	第2, 3, 4
同	同	●●●●	40,875円	第2, 3, 4
同	第3	●●●●	40,875円	第2, 3, 4
同	同	●●●●	40,875円	第2, 3, 4

幡豆	第1	●●●●●	40,875円	第2, 3, 4
同	同	●●●●●	40,875円	第2, 3, 4
同	第2	●●●●●	40,875円	第2, 3, 4
計		8名	327,000円	—

* 8名全員が、第1四半期で1～9回活動したのみ。

これは、強い勧誘に止む無く入団したものの、その後の活動を拒否したとしか考えられない。

* この名義貸しのような無責任な者への報酬支払は容認出来るものではない。返還措置を請求する。

③ 2四半期で活動実績ゼロの団員 (0名)

④ 1四半期で活動実績ゼロの団員 (7名、95,375円)

消防団	分団	団員名	支払報酬額	対象四半期
一色	佐久島	●●●●●	13,625円	第3
吉良	第1	●●●●●	13,625円	第1
同	同	●●●●●	13,625円	第2
同	第2	●●●●●	13,625円	第3
同	同	●●●●●	13,625円	第4
同	第3	●●●●●	13,625円	第1
幡豆	第1	●●●●●	13,625円	第2
計		7名	95,375円	—

* 例え1四半期のみとは言え、3ヶ月もの長い間、正当な理由を表明することなく(別紙. 5)公務に1度も従事することも無い無責任な者が、いざという時に活動する保障は全くない。そのような者に対して、報酬の名目で、市民の血税を支払うなど、とても許せるものではない。

* 上記7名に支払った1四半期分の報酬は、返還されるべきである。返還措置を請求する。

2. 活動実績がゼロで、口座未登録により報酬支払が保留になっている団員 (18名、912,875円)

① 1年間で活動実績ゼロの団員 (13名、708,500円)

消防団	分団	団員名	保留報酬額	注記
一色	西部	●●●●●	54,500円	
同	同	●●●●●	54,500円	
同	同	●●●●●	54,500円	
吉良	第1	●●●●●	54,500円	
幡豆	第1	●●●●●	54,500円	H.23 活動ゼロ

同	同	●●●●●	54,500円	
同	同	●●●●●	54,500円	H.23活動ゼロ
同	第2	●●●●●	54,500円	H.23活動ゼロ
同	同	●●●●●	54,500円	H.23活動ゼロ
同	同	●●●●●	54,500円	H.23活動ゼロ
同	同	●●●●●	54,500円	
同	同	●●●●●	54,500円	
同	同	●●●●●	54,500円	
計		13名	708,500円	—

* 13名のうち、H.23とH.24の2年間も活動実績ゼロの団員が5名もいる。これは、定員割れを少しでも小さく見せかけるため退団させずに放置しているもので、極めて杜撰な人事管理と言わざるを得ない。

* 1年間も活動していない13名には、支払保留ではなく、支払停止にする措置を請求する。

② 3四半期で活動実績ゼロの団員（5名、204,375円）

消防団	分団	団員名	保留報酬額	対象四半期
一色	西部	●●●●●	40,875円	第2,3,4
同	同	●●●●●	40,875円	第2,3,4
同	同	●●●●●	40,875円	第2,3,4
吉良	第1	●●●●●	40,875円	第2,3,4
幡豆	第2	●●●●●	40,875円	第2,3,4
計		5名	204,375円	—

* 5名全員が、第1四半期に1～6回活動したのみ。

強い勧誘により入団したが、もともとやる気はなく、形だけの活動はしたが、報酬を受け取る気もないため、口座登録もしない者。

* ほとんど名義貸しのような5名に対して、報酬を支払う必要はない。支払保留ではなく、支払停止の措置を請求する。

③ 2, 1四半期で活動実績ゼロの団員（0名）

そこで、西尾市長に対し、請求の要旨の通り、平成24年度の1年間または各四半期に全く活動のない団員（20名）に支払った報酬697,775円の返還を行うよう、該当する団員または各消防団に措置することを請求する。

さらに、年間または3四半期に活動実績のない団員（18名）に口座未登録により支払保留している支払保留額912,875円の支払い停止を行うよう、市に対して措置することを請求する。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を

請求する。

請求者

住所 西尾市●●●●●●

職業 ●●●●●●

氏名 ●●●●●●

(措置請求書は、原文のまま登載した。)

2 事実証明書

- ・平成 24 年度 歳出予算差引簿
- ・平成 24 年度 各四半期毎の活動実績ゼロの団員と報酬支払の実態 (請求人作成)
- ・消防団活動報告集計表
- ・支給調書

第 2 監査の結果

前記の監査請求について監査した結果を、別紙のとおり請求人に通知した。

平成25年 9 月13日

請求人 ●●●●● 様

西尾市監査委員 手 嶋 英 夫

西尾市監査委員 田 中 弘

西尾市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

平成25年7月17日付けをもって提出のあった地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく西尾市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、監査結果は下記のとおりであるので、同条第4項の規定により通知する。

記

第1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

1 請求の要旨

(1) 主張する事実

各四半期の活動実績がゼロの者、更には年間を通して活動実績がゼロの者が多数存在し、これら活動実績がない者に対して報酬が支払われた。また、口座未登録により報酬の支払いが保留されている者が存在する。

(2) 違法又は不当とする理由

各団員の勤務実績を把握することなく、団員で口座登録していれば支払うという実に杜撰なものであった。

(3) 求める措置

西尾市長に対して、各四半期または1年間の活動実績がない団員の報酬額、計697,775円を団員又は各消防団に対して、返還させるよう措置することを請求する。

さらに、活動実績がなく、口座未登録により報酬の支払いを保留している保留額912,875円について、支払い停止を行うよう措置することを請求する。

(4) 提出された事実証明書

- ・平成24年度 歳出予算差引簿
- ・平成24年度 各四半期毎の活動実績ゼロの団員と報酬支払の実態（請求人作成）
- ・消防団活動報告集計表
- ・支給調書

2 請求の受理

本件請求は、法第 242 条第 1 項及び第 2 項に掲げる所定の要件を具備しているものと認められたので、平成 25 年 7 月 18 日付けで受理した。

第 2 監査の実施

1 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述会による陳述に代えて平成 25 年 7 月 24 日付けで陳述書の提出があった。

なお、この際新たな証拠の提出はなかった。

2 監査対象事項

活動実績がない消防団員の確認及び報酬支給の実態、並びに報酬支給の保留の実態を監査対象とした。

3 監査対象部課

消防団関連事業を所管する消防本部総務課を監査対象部課とした。

4 関係職員の調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、消防本部総務課に対し、関係書類の提出を求め調査をするとともに、平成 25 年 8 月 16 日に関係職員として消防長、消防次長兼総務課長、消防本部総務課主幹から事情聴取した。

第 3 監査の結果

1 消防団員に対する報酬支給の実態

(1) 報酬の支給方法

消防団員への報酬支給は、西尾市消防団条例（以下「条例」という。）に従い、役職別に決められた年額の報酬を、団長や分団長への一括現金支給の方法が長年行なわれてきたが、平成 24 年度から、口座振込同意書の提出があった団員の個人口座へ直接振込む方法に変更している。

しかし、いずれの場合も団員の活動の有無についての確認は一切行なわれていなかった。

(2) 報酬の支給状況

平成 24 年度の報酬支給は、「西尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」第 6 条の支給日の特例により、次表のとおり支給していた。

支給日	期間	人員	金額
平成24年7月30日	4月～6月分	256人	3,881,494円
平成24年8月20日	4月～6月分	6人	82,475円
平成24年11月15日	7月～9月分	261人	3,944,918円
平成25年2月8日	10月～12月分	261人	3,952,088円
平成25年3月15日	1月～3月分	261人	3,951,891円
平成25年3月19日	7月～9月分	1人	13,625円
合計			15,826,491円

(3) 保留した報酬の実態

口座振込同意書の提出がない団員については、提出があった都度その口座へ振込むこととしており、口座登録するまで報酬支給が保留されていたが、年度末まで保留されていた報酬は、幾度となく登録依頼したにも関わらず、口座振込同意書の提出がなかったため、受取の意思がないとの判断により、平成25年3月の消防長決裁で、18人分の報酬981,000円について、支給しないこととしていた。

2 活動実績がない消防団員に対する報酬の支給状況

(1) 活動実績がない消防団員を対象とした住民監査請求

平成23年度の報酬支給について、平成25年3月21日付けで活動実績がない消防団員を対象とした住民監査請求を受理し、平成25年4月30日付け西監第135・137号で市へ返還するよう勧告した経過がある。

なお、この時「1年間に1度も活動がなかった消防団員(以下「無活動団員」という。)」の報酬支給に対し、勧告している。

(2) 無活動団員の確認の方法

分団長が全ての団員の活動状況について、日時、単位、内容などを正確に記した記録に基づいて、消防本部が取りまとめた「消防団活動報告集計表」を調査したところ、18人の無活動団員を確認した。

(3) 報酬の支給状況

上記の無活動団員に対する平成24年度の報酬の支給状況は、18人のうち口座登録同意書を提出していた班長1人と団員4人の計5人で、班長57,400円、団員54,500円の計275,400円であった。

3 無活動団員の報酬に対する消防本部の対応

(1) 平成23年度の監査請求に対する措置

平成23年度の報酬支給について、勧告の決定を受けた消防本部は、報酬を受け取った無活動団員に対し、直ちに自主返還を指示し、それらの全員から徴収したうえ

で、支給した報酬を市に返還している。

(2) 平成 24 年度の報酬に対する措置

平成 24 年度の 5 人の無活動団員の報酬について、上記勧告を受けた時点で、既に支給済みであったので、消防本部は、自主的に回収に取り掛かり、次表のとおり現在回収中である。

(平成 25 年 8 月 16 日現在)

	分団名	支給済 報酬額	内源泉 徴収額	返還済 報酬額	未回収額	備考
1	幡豆第 1	54,500 円	1,650 円	54,500 円	0 円	全額回収済
2	幡豆第 2	57,400 円	1,738 円	1,738 円	55,662 円	分割払いにて回収中
3	幡豆第 2	54,500 円	1,650 円	54,500 円	0 円	全額回収済
4	幡豆第 2	54,500 円	1,650 円	13,650 円	40,850 円	分割払いにて回収中
5	幡豆第 2	54,500 円	1,650 円	54,500 円	0 円	全額回収済
		275,400 円	8,338 円	178,888 円	96,512 円	

※ 源泉徴収額については、市人事課を通じすべて返還された。

(3) 平成 25 年度の報酬に対する措置

平成 25 年 7 月 1 日付け市長決裁で、平成 25 年度の消防団員報酬の取扱いについて、「四半期ごとに活動を確認し、無活動であった場合は報酬を支給せず、活動が確認できた時点で未払いを含め支給する」ことを決定していた。

第 4 監査委員の判断

監査対象とした「活動実績がない消防団員」について、条例で年額報酬として定めていることや、西尾市消防団規則から消防団が 1 年を 1 つの単位として活動している状況などを鑑みると、活動の有無を判断する期間は、四半期単位ではなく、消防団員として、1 年を通して、実質的に職務及び責任を果たしているか否かを判断すべきであると考えられる。

一方、消防本部は、「1 年もの長い間、何も活動しなかった団員に対して報酬を支払っていた行為は、市民感覚から到底許されるものではない」とする監査委員意見を真摯に受止め、この勧告を十分尊重し、監査結果で述べた消防本部の対応のとおり、また、請求人の意図するところを含め、消防団組織全体が概ねあるべき姿に戻りつつあると見受けられる。

無活動団員などの問題は、長年続いた良き伝統の中のそれぞれの地域事情から生じた影の部分の産物であり、今回合併を契機としていろいろな事例が明らかとなったが、いずれも、それなりに是正されつつあることは、消防本部を始め消防団員及び関係者それぞれの自浄努力のお陰であると考えられる。

消防団員各人が特別職の公務員であるという誇りを忘れることなく、今後、ことに

当たっては、常にコンプライアンスを念頭に置き、「自分たちのまちは自分たちで守る」という消防団員固有の郷土愛と厳しい訓練で培われた固い絆をもって、市民の期待に応えていただきたい。

また、今回の問題となった一連の出来事についても、一刻も早い鎮火を期待するものである。

第5 結 論

以上の判断により、西尾市長に対し、無活動団員に対する報酬を、各団員から市へ返還するよう求めることを請求した請求人の主張に、理由があると認められないので、本件請求を棄却し、その余を却下する。